

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和 8 年度）	現 行（令和 7 年度）	改 定 理 由
第1章 総 則 第 1 節 総 則 1-1-1 適 用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和 7 年 8 月改正政令第 276 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものまたは工事帳票と同等の内容を備えたデータを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したもののも有効とする。 27. 工事写真 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」の一部改定について（令和 5 年 3 月 15 日付け国技建管第 6 号）に基づき実施しなければならない。 28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、データ及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 38. 技術検査 技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領について（平成 18 年 3 月 31 日 国官技第 282 号）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。 1-1-7 主任技術者及び監理技術者 1. 主任技術者及び監理技術者の設置 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第 26 条に規定した事項である。	第1章 総 則 第 1 節 総 則 1-1-1 適 用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和 6 年 9 月改正政令第 289 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したもののも有効とする。 27. 工事写真 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」の一部改定について（令和 3 年 3 月 26 日付け国技建管第 21 号）に基づき実施しなければならない。 28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 38. 技術検査 技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達平成 18 年 3 月 31 日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。 [新設]	関係法令等の改正に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 （令和８年度）	現 行 （令和７年度）	改 定 理 由
2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用 受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 16 年 3 月 1 日 国総建第 316 号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等に熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。 ※ 1-1-8 以降、条文追加に伴う番号の修正 1-1-11 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成について（通知）」（令和 4 年 12 月 28 日国不建第 466～467 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 施工体系図 第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成について（通知）」（令和 4 年 12 月 28 日国不建第 466～467 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。 4. 施工体制台帳等変更時の処置 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 1-1-14 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（以下「NETIS」という）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和 8 年 3 月一部改正）、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（平成 18 年 7 月（令和 8 年 4 月一部改正））による必要な措置をとらなければならない。 (1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価	1-1-10 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 18 日付け北開局工管第 236 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 施工体系図 第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 18 日付け北開局工管第 236 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 4. 施工体制台帳等変更時の処置 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 1-1-13 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について（令和 5 年 3 月 28 日、国官総第 250 号、国官技第 403 号）」、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和 5 年 3 月 28 日、国官総第 249 号、国官技第 395 号、国営施第 34 号、国総公第 288 号）」による必要な措置をとらなければならない。 (1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を新技術情報提供システム（本条において以下「システム」という。）	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 （令和8年度）	現 行 （令和7年度）	改 定 理 由
の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、施工計画書の提出時に新技術活用計画書をNETISにて入力・登録しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 1-1-15 工事の一時中止 1. 一般事項 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-44 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-20 建設副産物 3. 法令遵守 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年5月30日 国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日 建設省技調発第243号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年12月25日 港建第324号）、「再生資源の利用の促進について」（平成4年1月24日 空建第10号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム） 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。 12. コブリス・プラス（建設建設発生土情報交換システム） 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施にあたって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 1-1-14 工事の一時中止 1. 一般事項 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-43 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-19 建設副産物 3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 12. 建設発生土情報交換システム 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施にあたって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 番号の修正 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和８年度）	現 行（令和７年度）	改 定 理 由
1-1-22 工事完成検査 4. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行わなければならない。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	1-1-21 工事完成検査 4. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行わなければならない。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 (3) 週休二日の履行状況	週休二日の運用改定に伴う改定
1-1-23 既済部分検査等 3. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行わなければならない。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	1-1-22 既済部分検査等 3. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行わなければならない。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 (3) 週休二日の履行状況	週休二日の運用改定に伴う改定
1-1-25 施工管理 3. 標示板の設置 なお、揭示板については、第１章 1-1-33 環境対策 11. 木材の利用に示す合法伐採木材等を使用すること。	1-1-24 施工管理 3. 標示板の設置 なお、揭示板については、第１章 1-1-32 環境対策 11. 木材の利用に示す合法伐採木材等を使用すること。	番号修正
1-1-27 週休二日の対応 受注者は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。	1-1-26 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする４週８休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で４週８級以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。	土木工事共通仕様書の改定及び週休二日の運用改定に伴う改定
1-1-29 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」（平成 17 年 3 月 31 日 国官技第 303 号、国総施第 190 号）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	1-1-28 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和８年度）	現 行（令和７年度）	改 定 理 由
受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 9 月 2 日 国土交通省告示第 496 号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 16. 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和 7 年 5 月改正法律第 33 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等（令和 7 年 5 月改正法律第 33 号）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 1-1-33 環境対策 1. 環境保全 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和 62 年 3 月 30 日 建設省経機発第 58 号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、表 1-1-1 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和 4 年 6 月改正法律第 68 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 24 年 3 月 23 日国土交通省告示第 318 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 28 年 8 月 30 日 国総環リ第 6 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和 6 年 4 月 経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号の口に定める表示が付された特定特殊自動車または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成 22 年 3 月 18 日 国総施環第 291 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 28 年 8 月 30 日 国総環リ第 6 号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。 8. 低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 16. 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等（令和元年 6 月改正法律第 37 号）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 1-1-32 環境対策 1. 環境保全 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、表 1-1-1 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 29 年 5 月改正法律第 41 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和 6 年 4 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号の口に定める表示が付された特定特殊自動車または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。 8. 低騒音型・低振動型建設機械	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸法令の改定に伴う改定 諸法令の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸法令の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和 62 年 3 月 30 日 建設省経機発第 58 号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 13 年 4 月 9 日 国土交通省告示第 487 号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。 1-1-35 交通安全管理 2. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和 6 年 6 月内閣府・国土交通省令第 4 号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和 37 年 8 月 30 日 建設省道路局長通知）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 37 号・国道国防第 205 号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和 6 年 2 月 国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じなければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可または、道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 7 年 6 月改正 政令第 222 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 6 年 5 月改正 法律第 34 号）第 57 条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-37 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 (2) 建設業法（令和4年6月改正 法律第68号） (3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（令和7年5月改正 法律第41号） (5) 労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号） (6) 作業環境測定法（令和7年5月改正 法律第33号） (9) 労働者災害補償保険法（令和4年6月改正 法律第68号） (10) 健康保険法（令和7年6月改正 法律第74号） (11) 中小企業退職金共済法（令和4年6月改正 法律第68号） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和7年6月改正 法律第75号）	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。 1-1-34 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 6 年 7 月改正内閣府・国土交通省令第 4 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可または、道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 6 年 9 月改正政令第 272 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 5 年 6 月改正法律第 56 号）第 57 条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-36 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 (2) 建設業法（令和3年5月改正 法律第48号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号） (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号） (6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号） (9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号） (10) 健康保険法（令和6年6月改正 法律第47号） (11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和5年12月改正 法律第84号）	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸法令の改定に伴う改定 諸法令の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
(14) 道路法	(14) 道路法	
(15) 道路交通法	(15) 道路交通法	
(16) 道路運送法	(16) 道路運送法	
(18) 砂防法	(18) 砂防法	
(22) 港湾法	(22) 港湾法	
(23) 港則法	(23) 港則法	
(25) 下水道法	(25) 下水道法	
(26) 航空法	(26) 航空法	
(27) 公有水面埋立法	(27) 公有水面埋立法	
(29) 森林法	(29) 森林法	
(31) 火薬類取締法	(31) 火薬類取締法	
(32) 大気汚染防止法	(32) 大気汚染防止法	
(33) 騒音規制法	(33) 騒音規制法	
(34) 水質汚濁防止法	(34) 水質汚濁防止法	
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(35) 湖沼水質保全特別措置法	
(36) 振動規制法	(36) 振動規制法	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
(38) 文化財保護法	(38) 文化財保護法	
(43) 建築基準法	(43) 建築基準法	
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
(46) 土壌汚染対策法	(46) 土壌汚染対策法	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	
(51) 船員法	(51) 船員法	
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	
(53) 船舶安全法	(53) 船舶安全法	
(54) 自然環境保全法	(54) 自然環境保全法	
(55) 自然公園法	(55) 自然公園法	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	
(59) 技術士法	(59) 技術士法	
(61) 空港法	(61) 空港法	
(62) 計量法	(62) 計量法	
(64) 航路標識法	(64) 航路標識法	
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	
(66) 最低賃金法	(66) 最低賃金法	
(67) 職業安定法	(67) 職業安定法	
(68) 所得税法	(68) 所得税法	
(69) 水産資源保護法	(69) 水産資源保護法	
(70) 船員保険法	(70) 船員保険法	

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
(71)著作権法（令和7年4月改正 法律第27号） (72)電波法（令和7年4月改正 法律第27号） (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年6月改正 法律第68号） (77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号） (80)個人情報の保護に関する法律（令和6年6月改正 法律第46号） 1-1-42 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改正 法律第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属しなければならない。 1-1-66 詳細設計付き施工発注方式 開発局独自 (4)詳細設計技術者の経歴等 詳細設計技術者を定めた場合、書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。 1-1-67 総合評価提案内容の確認 開発局独自 1. 総合評価提案内容の確認対象工事は、総合評価による技術提案について、施工段階での反映状況を確認するため、技術提案の実施内容を施工計画書に記載のうえ、別紙「総合評価提案内容に係るチェックシート」を作成し監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書そのものを施工計画書の一部として添付は行わないこと。 1-1-87 生産性向上チャレンジ工事の試行について 1. 試行の実施について 受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事を原則とする。 2. 試行の内容について 工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、人員削減や作業 時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。 3. 工事成績評定について 施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。 4. 試行の費用について	(71)著作権法（令和6年6月改正 法律第55号） (72)電波法（令和5年12月改正 法律第87号） (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号） (77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号） (80)個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号） 1-1-41 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属しなければならない。 1-1-65 詳細設計付き施工発注方式 開発局独自 (4)詳細設計技術者の経歴等 詳細設計技術者を定めた場合、書面により氏名、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。 1-1-66 総合評価提案内容の確認 開発局独自 1. 総合評価提案内容の確認対象工事は、総合評価による技術提案について、施工段階での反映状況を確認するため、別紙「総合評価提案内容に係るチェックシート」を作成し監督職員に提出するものとする。 [新設]	諸法令の改定に伴う改定 道路・河川工事仕様書改正に伴う改正 技術提案事項の施工計画書への記載について追記 農業土木工事特記仕様書から記載を移行

農業土木工事仕様書新旧対比表

改定（令和8年度）	現行（令和7年度）	改定理由																																						
本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。 1-1-88 情報管理体制の確保について 1. 受注者は、当該工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、第1章 1-1-4 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。 2. 受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、当該工事の施工以外の目的に使用してはならない。 3. 要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。 4. 受注者は、当該工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。 5. 受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。 【別紙様式例】 （別紙〇） 年 月 日 情報取扱者名簿及び情報管理体制図 ① 情報取扱者名簿（情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。〈※1〉） <table><tr><td></td><td>氏名</td><td>住所 （※5）</td><td>生年月日 （※5）</td><td>会社名・ 所属部署</td><td>役職</td></tr><tr><td>情報管理責任者 （※2）</td><td>A</td><td rowspan="5">1 ページ</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報管理責任者 （※3）</td><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>業務従事者 （※4）</td><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>再委託者</td><td>D</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>E</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>F</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （※1）受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。 （※2）本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。 （※3）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。 （※4）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。 （※5）住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。		氏名	住所 （※5）	生年月日 （※5）	会社名・ 所属部署	役職	情報管理責任者 （※2）	A	1 ページ				情報管理責任者 （※3）	B				業務従事者 （※4）	C				再委託者	D					E					F					[新設]	農業土木工事特記仕様書 から記載を移行
	氏名	住所 （※5）	生年月日 （※5）	会社名・ 所属部署	役職																																			
情報管理責任者 （※2）	A	1 ページ																																						
情報管理責任者 （※3）	B																																							
業務従事者 （※4）	C																																							
再委託者	D																																							
	E																																							
	F																																							

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和 8 年度）	現 行（令和 7 年度）	改 定 理 由
② 情報管理体制図 （例） The diagram illustrates an information management system. At the top is a box labeled '情報取扱者' (Information Handler). Below it is a horizontal bar labeled '情報管理責任者' (Information Management Responsible Person) containing a box 'A'. Below this bar are two boxes: 'B (進捗状況管理)' (Progress Management) and 'C (経費情報管理)' (Cost Information Management). Below 'B' is a box 'D' (Business Staff), and below 'C' is a box 'E' (Business Staff). Below 'E' is a box 'F' (Business Staff). Below 'F' is a box '再委託先' (Subcontractor). ③ その他 ・ 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合には、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。 ・ 記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。 1-1-89 無人航空機を使用する際の安全面の配慮について 1. 受注者は、当該工事において無人航空機（以下「UAV」という）を使用する場合、航空法並びに関係法令を遵守するとともに、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月（平成 29 年 3 月改正））を準用して作業計画を作成し、実施すること。 2. 作業にあたっては、事前に必要な届け出等を行い、以下に示す事項についてまとめた作業計画を監督職員に提出しなければならない。 (1) 使用する機材 (2) 作業体制 (3) 作業範囲および運航方法 (4) 安全対策 (5) 緊急時の体制 1-1-90 無人航空機を使用する際の情報流出防止策について 1. 受注者は、当該工事において無人航空機を使用する場合、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、当該工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和 2 年 9 月 1 4 日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。 (1) インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。	[新設] [新設]	農業土木工事特記仕様書から記載を移行 農業土木工事特記仕様書から記載を移行

農業土木工事仕様書新旧対比表

改定（令和8年度）	現行（令和7年度）	改 定 理 由										
(2) インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。 2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。 1-1-91 書類限定検査について 1. 書類限定検査の実施 技術検査官による検査については、下記の10書類に検査時の資料を限定して資料検査を行うものとする。ただし、当該工事が低入札価格調査対象工事又は監督体制強化工事である場合及び施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外とする。 <table><tr><td>①施工計画書</td><td>⑥品質規格証明書</td></tr><tr><td>②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)</td><td>⑦出来形管理図表</td></tr><tr><td>③工事打合せ簿(協議)</td><td>⑧品質管理図表</td></tr><tr><td>④工事打合せ簿(提出)</td><td>⑨品質証明書</td></tr><tr><td>⑤工事打合せ簿(承諾)</td><td>⑩工事写真</td></tr></table> 2. 受注者は、実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートがあった場合には、調査協力すること。 第2章 土 工 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月） 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月） 第3節 土 工 2-3-1 一般事項 4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1章 1-1-20 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2-3-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1章 1-1-25 施工管理第8項の規定による。	①施工計画書	⑥品質規格証明書	②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦出来形管理図表	③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表	④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書	⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真	[新設] 第2章 土 工 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月） 第3節 土 工 2-3-1 一般事項 4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1章 1-1-19 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2-3-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1章 1-1-24 施工管理第8項の規定による。	農業土木工事特記仕様書から記載を移行 諸法令の改定に伴う改定 番号修正 番号修正
①施工計画書	⑥品質規格証明書											
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦出来形管理図表											
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表											
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書											
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真											

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適 用 4. アルカリシリカ骨材反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。 第3節 レディーミクストコンクリート 3-3-2 工場の選定 2. 一般事項 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 3-3-3 配 合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。 第6節 運搬・打設 3-6-4 打 設 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に	第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適 用 4. アルカリシリカ骨材反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。 第3節 レディーミクストコンクリート 3-3-2 工場の選定 2. 一般事項 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 3-3-3 配 合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。 第6節 運搬・打設 3-6-4 打 設 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸法令の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和８年度）	現 行（令和７年度）	改 定 理 由																																														
到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。 第7節 鉄筋工 3-7-3 加工 4. 曲げ戻しの禁止 受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。 第8節 型枠・支保 3-8-2 構造 2. 面取り 受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。 第4章 材 料 第6節 鋼 材 4-6-4 鋼 管 WSP A -101（農業用プラスチック被覆鋼管） 4-6-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 JDPA G 1053（A L W形ダクティル鋳鉄管） 第7節 セメント及び混和材料 4-7-2 セメント 表 4-21 普通ポルトランドセメントの品質 <table><tr><th colspan="2">品 質</th><th>規 格</th></tr><tr><td colspan="2">比 表 面 積 c m² / g</td><td>2,500 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝 結 h</td><td>始 発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終 結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安 定 性</td><td>パット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシャリエ法 mm</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td><td>3d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr></table>	品 質		規 格	比 表 面 積 c m ² / g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。 第7節 鉄筋工 3-7-3 加工 4. 曲げ戻しの禁止 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。 第8節 型枠・支保 3-8-2 構造 2. 面取り 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。 第4章 材 料 第6節 鋼 材 4-6-4 鋼 管 WSP A -101-2009（農業用プラスチック被覆鋼管） 4-6-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 JDPA G 1053-2020（A L W形ダクティル鋳鉄管） 第7節 セメント及び混和材料 4-7-2 セメント 表 4-21 普通ポルトランドセメントの品質 <table><tr><th colspan="2">品 質</th><th>規 格</th></tr><tr><td colspan="2">比 表 面 積 c m² / g</td><td>2,500 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝 結 h</td><td>始 発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終 結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安 定 性</td><td>パット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシャリエ法 mm</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td><td>3d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr></table>	品 質		規 格	比 表 面 積 c m ² / g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
品 質		規 格																																														
比 表 面 積 c m ² / g		2,500 以上																																														
凝 結 h	始 発	1 以上																																														
	終 結	10 以下																																														
安 定 性	パット法	良																																														
	ルシャリエ法 mm	10 以下																																														
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																														
	7d	22.5 以上																																														
	28d	42.5 以上																																														
品 質		規 格																																														
比 表 面 積 c m ² / g		2,500 以上																																														
凝 結 h	始 発	1 以上																																														
	終 結	10 以下																																														
安 定 性	パット法	良																																														
	ルシャリエ法 mm	10 以下																																														
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																														
	7d	22.5 以上																																														
	28d	42.5 以上																																														

農業土木工事仕様書新旧対比表

改定（令和8年度）				現行（令和7年度）				改 定 理 由	
	水和熱 J/g	7d	測定値を報告する		水和熱 J/g	7d	測定値を報告する		
		28d	測定値を報告する			28d	測定値を報告する		
	酸化マグネシウム %		5.0 以下		酸化マグネシウム %		5.0 以下		
	三酸化硫黄 %		3.0 以下		三酸化硫黄 %		3.0 以下		
	全アルカリ（Na ₂ Oeq） %		0.75 以下		強熱減量 %		3.0 以下		
	塩化物イオン %		0.035 以下		全アルカリ（Na ₂ Oeq） %		0.75 以下		
	塩化物イオン %		0.035 以下		塩化物イオン %		0.035 以下		
[注]全アルカリ（Na ₂ Oeq）の算出は、JIS R 5210（ポルトランドセメント） 付属書ポルトランドセメント（低アルカリ形）による。									
第8節 セメントコンクリート製品									
4-8-1 一般事項									
3. アルカリシリカ骨材反応抑制対策				3. アルカリシリカ骨材反応抑制対策				土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。				受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。					
第9節 瀝青材料									
4-9-3 再生用添加剤									
再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和7年10月改正政令第361号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。				再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。				土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
第12節 塗 料									
4-12-3 ダクティル鑄鉄管塗装 開発局独自									
1. 直管部				1. 直管部				土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
内面		JDPA G 1027	（農業用水用ダクティル鑄鉄管）	内面		JWWA K 135	（液状エポキシ樹脂塗装）		
		JDPA G 1053	（ALW形ダクティル鑄鉄管）			JWWA K 137	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）		
2. 異形管部				2. 異形管部					
内面		JIS G 5528	（エポキシ樹脂粉体塗装）	内面		JIS A 5528	（エポキシ樹脂粉体塗装）		
		JWWA K 157	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）			JWWA K 137	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）		
3. 継手部				3. 継手部					
		JIS G 5528	（エポキシ樹脂粉体塗装）			JIS A 5528	（エポキシ樹脂粉体塗装）		
		JWWA K 157	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）			JWWA K 137	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）		

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
第5章 土木工事共通 第1節 総 則 5-1-7 工事完成図書の納品 4. 地質調査の電子成果品等 なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「北海道開発局 地質・土質調査業務共通仕様書」（北海道開発局事業振興部技術管理課）（一部改訂 国官技第495号 令和8年3月）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。 第3節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和7年10月） 環境省 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）（令和7年3月31日環境省告示告示第35号最終改正） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和6年4月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月） 日本道路協会 道路土工構造物技術基準（令和7年6月） 第4節 共通的工種 5-4-13 ポストテンション桁製作工 3. PC緊張の施工 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）15.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、令和7年10月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 (9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 5-4-31 現場塗装工 13. 下塗 (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。	第5章 土木工事共通 第1節 総 則 5-1-7 工事完成図書の納品 4. 地質調査の電子成果品等 なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「北海道開発局 地質・土質調査業務共通仕様書」（北海道開発局事業振興部技術管理課）（一部改訂 国官技第418号 令和5年3月31日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。 第3節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成29年11月） [新設] 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編）（平成29年11月） 環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第6号）（令和5年3月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月） 第4節 共通的工種 5-4-13 ポストテンション桁製作工 3. PC緊張の施工 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（道路協会、平成14年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 (9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 5-4-31 現場塗装工 13. 下塗 (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定 道路・河川工事仕様書と記載を整合 道路・河川工事仕様書と記載を整合

農業土木工事仕様書新旧対比表

改定（令和8年度）	現行（令和7年度）	改定理由																																																																																																								
第5節 基礎工 5-5-5 場所打杭工 19. 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。 第7節 一般舗装工 5-7-11 グースアスファルト舗装工 5. グースアスファルト舗装工の施工 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章 9-4-2 グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定による。 6. 接着剤の塗布 表 5-26 接着剤の規格鋼床版用 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>規 格 値</th><th rowspan="2">試 験 法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分（％）</td><td>50 以上</td><td>JIS K6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td><td>5(0.5) 以下</td><td>JIS K6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間（分）</td><td>90 以下</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験（－10℃、3 mm）</td><td>合 格</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>基盤目試験（点）</td><td>10</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K5600*</td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K5600</td></tr></table> [注] 基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。 表 5-27 接着剤の規格コンクリート床版用 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">アスファルト系（ゴム入り）溶剤型</th><th colspan="2">ゴム系溶剤型</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr><tr><th>1 次プライマ－</th><th>2 次プライマ－</th></tr><tr><td>指 触 乾 燥 時 間（20℃）</td><td>60 分以内</td><td>30 分以内</td><td>60 分以内</td><td>JISK5600-1*1</td></tr><tr><td>不揮発分（％）</td><td>20 以上</td><td>10 以上</td><td>25 以上</td><td>JISK6833-1, 2*2</td></tr><tr><td>作 業 性</td><td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td><td>JISK5600-1*1</td></tr><tr><td>耐 久 性</td><td colspan="3">5 日間で異常のないこと</td><td>JISK5600-1*1</td></tr></table>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分（％）	50 以上	JIS K6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5) 以下	JIS K6833-1, 2	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K5600	低温風曲試験（－10℃、3 mm）	合 格	JIS K5600	基盤目試験（点）	10	JIS K5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K5600*	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K5600	項 目	アスファルト系（ゴム入り）溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1 次プライマ－	2 次プライマ－	指 触 乾 燥 時 間（20℃）	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JISK5600-1*1	不揮発分（％）	20 以上	10 以上	25 以上	JISK6833-1, 2 *2	作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1	耐 久 性	5 日間で異常のないこと			JISK5600-1*1	第5節 基礎工 5-5-5 場所打杭工 19. 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。 第7節 一般舗装工 5-7-11 グースアスファルト舗装工 5. グースアスファルト舗装工の施工 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「装施工便覧第9章 9-4-2 グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定による。 6. 接着剤の塗布 表 5-26 接着剤の規格鋼床版用 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>規 格 値</th><th rowspan="2">試 験 法</th></tr><tr><th>ゴムアスファルト系</th></tr><tr><td>不揮発分（％）</td><td>50 以上</td><td>JIS K6833-1, 2</td></tr><tr><td>粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]</td><td>5(0.5) 以下</td><td>JIS K6833-1, 2</td></tr><tr><td>指触乾燥時間（分）</td><td>90 以下</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>低温風曲試験（－10℃、3 mm）</td><td>合 格</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>基盤目試験（点）</td><td>10</td><td>JIS K5600</td></tr><tr><td>耐湿試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K5664</td></tr><tr><td>塩水暴露試験後の基盤目試験（点）</td><td>8 以上</td><td>JIS K5600</td></tr></table> [注] 基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。 表 5-27 接着剤の規格コンクリート床版用 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th rowspan="2">アスファルト系（ゴム入り）溶剤型</th><th colspan="2">ゴム系溶剤型</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr><tr><th>1 次プライマ－</th><th>2 次プライマ－</th></tr><tr><td>指 触 乾 燥 時 間（20℃）</td><td>60 分以内</td><td>30 分以内</td><td>60 分以内</td><td>JISK5600-1*1</td></tr><tr><td>不揮発分（％）</td><td>20 分 以上</td><td>10 分 以上</td><td>25 分 以上</td><td>JISK6833*2</td></tr><tr><td>作 業 性</td><td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td><td>JISK5600-1*1</td></tr><tr><td>耐 久 性</td><td colspan="3">5 日間で異常のないこと</td><td>JISK5600-1*1</td></tr></table>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分（％）	50 以上	JIS K6833-1, 2	粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5) 以下	JIS K6833-1, 2	指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K5600	低温風曲試験（－10℃、3 mm）	合 格	JIS K5600	基盤目試験（点）	10	JIS K5600	耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K5664	塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K5600	項 目	アスファルト系（ゴム入り）溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1 次プライマ－	2 次プライマ－	指 触 乾 燥 時 間（20℃）	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JISK5600-1*1	不揮発分（％）	20 分 以上	10 分 以上	25 分 以上	JISK6833 *2	作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1	耐 久 性	5 日間で異常のないこと			JISK5600-1*1	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 誤記修正 道路・河川工事仕様書と記載を整合
項 目		規 格 値		試 験 法																																																																																																						
	ゴムアスファルト系																																																																																																									
不揮発分（％）	50 以上	JIS K6833-1, 2																																																																																																								
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5) 以下	JIS K6833-1, 2																																																																																																								
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K5600																																																																																																								
低温風曲試験（－10℃、3 mm）	合 格	JIS K5600																																																																																																								
基盤目試験（点）	10	JIS K5600																																																																																																								
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K5600*																																																																																																								
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K5600																																																																																																								
項 目	アスファルト系（ゴム入り）溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																																																																						
		1 次プライマ－	2 次プライマ－																																																																																																							
指 触 乾 燥 時 間（20℃）	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JISK5600-1*1																																																																																																						
不揮発分（％）	20 以上	10 以上	25 以上	JISK6833-1, 2 *2																																																																																																						
作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1																																																																																																						
耐 久 性	5 日間で異常のないこと			JISK5600-1*1																																																																																																						
項 目	規 格 値	試 験 法																																																																																																								
	ゴムアスファルト系																																																																																																									
不揮発分（％）	50 以上	JIS K6833-1, 2																																																																																																								
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5) 以下	JIS K6833-1, 2																																																																																																								
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K5600																																																																																																								
低温風曲試験（－10℃、3 mm）	合 格	JIS K5600																																																																																																								
基盤目試験（点）	10	JIS K5600																																																																																																								
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K5664																																																																																																								
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K5600																																																																																																								
項 目	アスファルト系（ゴム入り）溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																																																																						
		1 次プライマ－	2 次プライマ－																																																																																																							
指 触 乾 燥 時 間（20℃）	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JISK5600-1*1																																																																																																						
不揮発分（％）	20 分 以上	10 分 以上	25 分 以上	JISK6833 *2																																																																																																						
作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1																																																																																																						
耐 久 性	5 日間で異常のないこと			JISK5600-1*1																																																																																																						

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する） *2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。 第8節 地盤改良工 5-8-4 表層安定処理工 6. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。 5-8-9 固 結 工 10. 施工管理等 受注者は薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日 建設省技調発第188号）の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 第10節 構造物撤去工 5-10-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1章 1-1-20 建設副産物の規定による。 5-10-15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1章 1-1-19 工事現場発生品の規定による。 2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1章 1-1-20 建設副産物の規定による。 第11節 仮 設 工 5-11-5 土留・仮締切工 26. たて込み簡易土留の施工 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、次の規則等を遵守しなければならない。 ア クレーン等安全規則 74 条の 2 イ 労働安全衛生規則第 164 条 2 項 3 項	[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する） *2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2などを参考に実施する。 第8節 地盤改良工 5-8-4 表層安定処理工 6. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。 5-8-9 固 結 工 10. 施工管理等 受注者は薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 第10節 構造物撤去工 5-10-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1章 1-1-19 建設副産物の規定による。 5-10-15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1章 1-1-18 工事現場発生品の規定による。 2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1章 1-1-19 建設副産物の規定による。 第11節 仮 設 工 5-11-5 土留・仮締切工 26. たて込み簡易土留の施工 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働基準局長通達、平成15年12月17日基発第1217001号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局長通達を遵	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 番号修正 番号修正 番号修正 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改定（令和8年度）	現行（令和7年度）	改定理由																														
ウ 安衛則等の一部を改正する省令の施行について（平成4年8月24日付け基発第480号労働省労働基準局長通達） エ 車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げの作業時等における安全の確保について（平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成15年12月17日付け基発第1217001号（土止め先行）） オ 土止め先行工法に関するガイドライン（平成15年12月17日付け基発第1217001号厚生労働省労働基準局長通達） 第12節 軽量盛土工 5-12-2 軽量盛土工 2. 軽量材の損傷防止 受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。 第13節 工場製作工（共通） 5-13-2 材 料 3. 溶接部材 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490, SM490Y, SM520, SBHS400, SM570, SBHS500及びSBHS700を溶接する場合 4. 被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表5-41に従って乾燥させなければならない。 <table><caption>表 5-41 溶接棒乾燥の温度と時間</caption><tr><th colspan="2">溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td colspan="2">軟鋼用被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後8時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>70～100℃</td><td>30～60分</td></tr><tr><td rowspan="2">低水素系被覆アーク溶接棒</td><td>490Mpa級</td><td rowspan="2">乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃</td><td>30～60分</td></tr><tr><td>590Mpa級</td><td>350～450℃</td><td>60分以上</td></tr></table> 5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	溶接棒の種類		溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆アーク溶接棒		乾燥（開封）後 8 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30～60分	低水素系被覆アーク溶接棒	490Mpa級	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	30～60分	590Mpa級	350～450℃	60分以上	守しなければならない。 第12節 軽量盛土工 5-12-2 軽量盛土工 2. 軽量材の損傷防止 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。 第13節 工場製作工（共通） 5-13-2 材 料 3. 溶接部材 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490, SM490Y, SM520, SBHS400, SM570及びSBHS500を溶接する場合 4. 被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表5-41に従って乾燥させなければならない。 <table><caption>表 5-41 溶接棒乾燥の温度と時間</caption><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>軟鋼用被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>100～150℃</td><td>1時間以上</td></tr><tr><td>低水素系被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき</td><td>300～400℃</td><td>1時間以上</td></tr></table> 5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1時間以上	低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1時間以上	誤記修正 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
溶接棒の種類		溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																												
軟鋼用被覆アーク溶接棒		乾燥（開封）後 8 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30～60分																												
低水素系被覆アーク溶接棒	490Mpa級	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	30～60分																												
	590Mpa級		350～450℃	60分以上																												
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																													
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1時間以上																													
低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1時間以上																													

農業土木工事仕様書新旧対比表

改定（令和8年度）	現行（令和7年度）	改定理由																								
受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表5－42に従って乾燥させなければならない。 表 5-42 フラックスの乾燥の温度と時間 <table><tr><th colspan="2">フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">溶 融 フ ラ ッ ク ス</td><td>ガラス状</td><td>150～350℃</td><td>60 分 以上</td></tr><tr><td>軽石状</td><td>200～350℃</td><td>60分以上</td></tr><tr><td colspan="2">ボンドフラックス</td><td>200～350℃</td><td>60 分 以上</td></tr></table> 5-13-3 桁製作工 1. 製作加工 (1) 原寸 ②受注者は、上記①においてコンピューターによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。 (2) 工作 ⑥受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。 ⑦受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242:2023（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 5-44 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。 (4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 1) SBHS700及びSBHS700Wにおいて、1パスの入熱量が5,000J／mmを超える場合 2) SM570またはSMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J／mmを超える場合 3) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J／mmを超える場合 4) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法、頭付きスタッドのアークスタッド溶接法以外の溶接を行う場合 5) 鋼橋製作の実績がない場合 6) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合 7) 採用する溶接方法の施工実績がない場合	フラックスの種類		乾燥温度	乾燥時間	溶 融 フ ラ ッ ク ス	ガラス状	150～350℃	60 分 以上	軽石状	200～350℃	60分以上	ボンドフラックス		200～350℃	60 分 以上	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表5－42に従って乾燥させなければならない。 表 5-42 フラックスの乾燥の温度と時間 <table><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>溶 触 フ ラ ッ ク ス</td><td>150～200℃</td><td>1 時 間 以 上</td></tr><tr><td>ボンドフラックス</td><td>200～250℃</td><td>1 時 間 以 上</td></tr></table> 5-13-3 桁製作工 1. 製作加工 (1) 原寸 ②受注者は、上記①においてコンピューターによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。 なお、鋼材のPCM 値を低減すれば余熱温度を低減できる。この場合の余熱温度は表 3-2-52 とする。 (2) 工作 ⑥受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 ⑦受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表5-44に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。 (4) 溶接施工試験 ①受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 1) SM570またはSMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J／mmを超える場合 2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J／mmを超える場合 3) 被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスあるいはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 4) 鋼橋製作の実績がない場合 5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合 6) 採用する溶接方法の施工実績がない場合	フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶 触 フ ラ ッ ク ス	150～200℃	1 時 間 以 上	ボンドフラックス	200～250℃	1 時 間 以 上	誤記修正 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
フラックスの種類		乾燥温度	乾燥時間																							
溶 融 フ ラ ッ ク ス	ガラス状	150～350℃	60 分 以上																							
	軽石状	200～350℃	60分以上																							
ボンドフラックス		200～350℃	60 分 以上																							
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																								
溶 触 フ ラ ッ ク ス	150～200℃	1 時 間 以 上																								
ボンドフラックス	200～250℃	1 時 間 以 上																								

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 （令和8年度）								現 行 （令和7年度）								改 定 理 由		
(8) 予 熱 なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 5-46-2 とする。								(8) 予 熱 なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 5-45 とする。								誤記修正		
表 5-45 予熱温度の標準を適用する場合の P_{CM} の条件								表 5-45 予熱温度の標準を適用する場合の P_{CM} の条件								土木工事共通仕様書の改定に伴う改定		
(%)								(%)										
鋼 種 鋼材の 板厚 (mm)	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W	鋼 種 鋼材の 板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W			
25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22	0.20	0.30 以下	25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下			
25 を超え 50 以下			0.27 以下	0.27 以下				25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下					
50 を超え 75 以下		0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	以下	以下	0.32 以下	50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下					
75 を超え 100 以下								—										
表 5-46 予熱温度の標準								表 5-46 予熱温度の標準								土木工事共通仕様書の改定に伴う改定		
鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (℃)				予 熱 温 度 (℃)				鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (℃)						
		板 厚 区 分 (mm)				板 厚 区 分 (mm)						板 厚 区 分 (mm)						
		25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下	25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下			25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下			
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50		50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし		予熱なし
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50		50
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50		80
SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50		80
SBHS400 SBHS400W SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS400 SBHS400W SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS400 SBHS400W SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし		予熱なし
SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50	SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50	SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50		ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50		ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50		

農業土木工事仕様書新旧対比表

改定（令和8年度）	現行（令和7年度）	改定理由																																																																																																																				
表 5-46-2 P_{CM} 値と予熱温度の標準 <table><tr><th rowspan="3">P_{CM}（%）</th><th rowspan="3">溶接方法</th><th colspan="3">予 熱 温 度（℃）</th></tr><tr><th colspan="3">板 厚 区 分（mm）</th></tr><tr><th>$t \leq 25$</th><th>$25 < t \leq 40$</th><th>$40 < t \leq 100$</th></tr><tr><td rowspan="2">0.21</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">0.22</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">0.23</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">0.24</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td></tr><tr><td rowspan="2">0.25</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td></tr><tr><td rowspan="2">0.26</td><td>SMAW</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>予熱なし</td><td>50</td></tr><tr><td rowspan="2">0.27</td><td>SMAW</td><td>50</td><td>80</td><td>80</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>予熱なし</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td rowspan="2">0.28</td><td>SMAW</td><td>50</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>50</td><td>50</td><td>80</td></tr><tr><td rowspan="2">0.29</td><td>SMAW</td><td>80</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>GMAW, SAW</td><td>50</td><td>80</td><td>80</td></tr></table> (11) 溶接の検査 表 5-48 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率 <table><tr><th rowspan="2">部 材</th><th>放射線透過試験</th><th>超音波探傷試験</th></tr><tr><th>撮 影 箇 所</th><th>検 査 長 さ</th></tr><tr><td>鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱</td><td colspan="2" rowspan="2">継手全長とする</td></tr><tr><td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td></tr><tr><td>鋼床版のデッキプレート</td><td>継手の始末端で連続して50 cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。</td><td>継手全長を原則とする</td></tr></table>	P_{CM} （%）	溶接方法	予 熱 温 度（℃）			板 厚 区 分（mm）			$t \leq 25$	$25 < t \leq 40$	$40 < t \leq 100$	0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.25	SMAW	予熱なし	50	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.26	SMAW	予熱なし	50	80	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.27	SMAW	50	80	80	GMAW, SAW	予熱なし	50	50	0.28	SMAW	50	80	100	GMAW, SAW	50	50	80	0.29	SMAW	80	100	100	GMAW, SAW	50	80	80	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮 影 箇 所	検 査 長 さ	鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50 cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする	[新設] (11) 溶接の検査 表 5-48 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率 <table><tr><th rowspan="2">部 材</th><th>放射線透過試験</th><th>超音波探傷試験</th></tr><tr><th>撮 影 箇 所</th><th>検 査 長 さ</th></tr><tr><td>鋼製橋脚のはり及び柱</td><td colspan="2" rowspan="2">継手全長とする</td></tr><tr><td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td></tr><tr><td>鋼床版のデッキプレート</td><td>継手の始末端で連続して50 cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。</td><td>継手全長を原則とする</td></tr></table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮 影 箇 所	検 査 長 さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50 cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
P_{CM} （%）			溶接方法	予 熱 温 度（℃）																																																																																																																		
				板 厚 区 分（mm）																																																																																																																		
	$t \leq 25$	$25 < t \leq 40$		$40 < t \leq 100$																																																																																																																		
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																		
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																		
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																		
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																		
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																																		
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																		
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																																		
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																		
0.25	SMAW	予熱なし	50	50																																																																																																																		
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																																		
0.26	SMAW	予熱なし	50	80																																																																																																																		
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																																		
0.27	SMAW	50	80	80																																																																																																																		
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50																																																																																																																		
0.28	SMAW	50	80	100																																																																																																																		
	GMAW, SAW	50	50	80																																																																																																																		
0.29	SMAW	80	100	100																																																																																																																		
	GMAW, SAW	50	80	80																																																																																																																		
部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																																																				
	撮 影 箇 所	検 査 長 さ																																																																																																																				
鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長とする																																																																																																																					
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																																																						
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50 cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする																																																																																																																				
部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																																																																				
	撮 影 箇 所	検 査 長 さ																																																																																																																				
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長とする																																																																																																																					
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																																																																																																						
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50 cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）及びワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする																																																																																																																				

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由																																																
(12) 欠陥部の補修 表 5-49 欠陥の補修方法 <table><tr><th></th><th>欠 陥 の 種 類</th><th>補 修 方 法</th></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダ仕上げのみでよい</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のピット</td><td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダで削りを整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダ仕上げする。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。</td></tr></table> (13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、SBHS700 及び SBHS700W のプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 5-50 によるものとする。 2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表5-51に示すとおりとする。 ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5 mm までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5 mm）として改めて継手の耐荷性能を評価するものとする。 ①仮組立てで工場製作時のリーミングが難しい場合 第18節 床 版 工 5-18-2 床 版 工 1. 鉄筋コンクリート床版 (4) なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個以上とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保		欠 陥 の 種 類	補 修 方 法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後 グラインダ 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは グラインダ 仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダ で削りを整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ 仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、 グラインダ 仕上げのみ、または溶接後、 グラインダ 仕上げする。	(12) 欠陥部の補修 表 5-49 欠陥の補修方法 <table><tr><th></th><th>欠 陥 の 種 類</th><th>補 修 方 法</th></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のピット</td><td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダーで削りを整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダー仕上げする。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。</td></tr></table> (13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 5-50によるものとする。 2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表5-51に示すとおりとする。 ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5 mm までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5 mm）として改めて継手の安全性を照査するものとする。 ①仮組立て時リーミングが難しい場合 第18節 床 版 工 5-18-2 床 版 工 1. 鉄筋コンクリート床版 (4) なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その		欠 陥 の 種 類	補 修 方 法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後 グラインダー 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは グラインダー 仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダー で削りを整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー 仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、 グラインダー 仕上げのみ、または溶接後、 グラインダー 仕上げする。	誤記修正 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
	欠 陥 の 種 類	補 修 方 法																																																
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後 グラインダ 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは グラインダ 仕上げのみでよい																																																
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																
5	オーバーラップ	グラインダ で削りを整形する。																																																
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ 仕上げする。																																																
7	アンダーカット	程度に応じて、 グラインダ 仕上げのみ、または溶接後、 グラインダ 仕上げする。																																																
	欠 陥 の 種 類	補 修 方 法																																																
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後 グラインダー 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは グラインダー 仕上げのみでよい																																																
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																																
5	オーバーラップ	グラインダー で削りを整形する。																																																
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー 仕上げする。																																																
7	アンダーカット	程度に応じて、 グラインダー 仕上げのみ、または溶接後、 グラインダー 仕上げする。																																																

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和８年度）	現 行（令和７年度）	改 定 理 由
つものとする。 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編 1-1-31 後片付け）を行わなければならない。 第19節 防食対策工 5-19-2 防食対策工 開発局独自 4. なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、（一社）日本ダクタイル鉄管協会より発行されている技術資料に準じるものとする。 第6章 開水路 第2節 開水路 6-2-1 コンクリート水路 2. 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を点検するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に報告しなければならない。 5. 輸送工 受注者は、既設杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。 第8章 管水路 第1節 管水路 8-1-2 適用すべき諸基準 (19) JDP A W 20（ALW形ダクタイル鋳鉄管接合要領書） (20) JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング） (21) JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊試験方法） (22) JIS Z 3104（鋼管溶接継手の放射線透過試験方法） (23) JIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管） (24) JIS G 3443-2（水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管） (25) JIS G 3443-3（水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命型外面プラスチック被覆） (26) JIS G 3443-4（水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装） 8-1-3 一般事項 2. 布設接合 (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、第5章5-11-5 26. たて込み簡易土留めの施工についての規定を遵守しなければならない。	形状を保つものとする。 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編 1-1-30 後片付け）を行わなければならない。 第19節 防食対策工 5-19-2 防食対策工 開発局独自 4. なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、（一社）日本ダクタイル鋳鉄管協会より発行されている技術資料に準じるものとする。 第6章 開水路 第2節 開水路 6-2-1 コンクリート水路 2. 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督職員に報告しなければならない。 第8章 管水路 第1節 管水路 8-1-2 適用すべき諸基準 (19) JIS A 5314（ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング） (20) JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊試験方法） (21) JIS Z 3104（鋼管溶接継手の放射線透過試験方法） (22) JIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管） (23) JIS G 3443-2（水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管） (24) JIS G 3443-3（水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命型外面プラスチック被覆） (25) JIS G 3443-4（水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装） 8-1-3 一般事項 2. 布設接合 (9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発	番号修正 誤記修正 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改定（令和8年度）	現行（令和7年度）	改定理由																																																																																
8-1-6 管 体 工 4. 鋼管布設工 (2) 据付 ③塗覆装 3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、次表を基本とする。 継手部外面塗装仕様 <table><tr><th>塗覆装仕様</th><th>厚 さ</th></tr><tr><td>現場溶接部: ジョイントコート 「長寿命形水道用ジョイントコート」 (WSP 012)</td><td>基 材: 1.5 mm以上 粘着材: 1.0 mm以上</td></tr></table> 4) 基礎材が砕石の場合に接合部の塗覆装の保護を目的とし、WSP 012に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 第 10 章 コンクリート橋上部 第 2 節 適用すべき諸基準 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（I 共通編）</td><td>（令和 7 年 10 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）</td><td>（令和 7 年 10 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（V 上下部接続部編）</td><td>（令和 7 年 10 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋伸縮装置便覧</td><td>（昭和 45 年 4 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>小規模吊橋指針・同解説</td><td>（昭和 59 年 4 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋ケーブル構造便覧</td><td>（令和 3 年 10 月）</td></tr></table> 第 11 章 鋼橋上部 第 2 節 適用すべき諸基準 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（I 共通編）</td><td>（令和 7 年 10 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）</td><td>（令和 7 年 10 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（V 上下部接続部編）</td><td>（令和 7 年 10 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋伸縮装置便覧</td><td>（昭和 45 年 4 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>小規模吊橋指針・同解説</td><td>（昭和 59 年 4 月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋ケーブル構造便覧</td><td>（令和 3 年 10 月）</td></tr></table>	塗覆装仕様	厚 さ	現場溶接部: ジョイントコート 「 長寿命形水道用ジョイントコート 」 (WSP 012)	基 材: 1.5 mm以上 粘着材: 1.0 mm以上	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ I 共通編 ）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編 ）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ V 上下部接続部編 ）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	（昭和 45 年 4 月）	日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	（昭和 59 年 4 月）	日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	（令和 3 年 10 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ I 共通編 ）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編 ）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ V 上下部接続部編 ）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	（昭和 45 年 4 月）	日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	（昭和 59 年 4 月）	日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	（令和 3 年 10 月）	第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。 8-1-6 管 体 工 4. 鋼管布設工 (2) 据付 ③塗覆装 3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012プラスチック系を基本とする。 継手部外面塗装仕様 <table><tr><th>塗覆装仕様</th><th>厚 さ</th></tr><tr><td>現場溶接部: ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP 012)</td><td>プラスチック系の場合 基 材: 1.5 mm以上 粘着材: 1.0 mm以上</td></tr></table> 4) 基礎材が砕石の場合に接合部の塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-2014に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 第 10 章 コンクリート橋上部 第 2 節 適用すべき諸基準 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（I 共通編 Ⅲコンクリート橋編）</td><td>（平成 29 年 11 月）</td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）</td><td>（平成 29 年 11 月）</td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td><td></td></tr></table> 第 11 章 鋼橋上部 第 2 節 適用すべき諸基準 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（I 共通編 Ⅱ 鋼橋編）</td><td>（平成 29 年 11 月）</td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）</td><td>（平成 29 年 11 月）</td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td><td></td></tr></table>	塗覆装仕様	厚 さ	現場溶接部: ジョイントコート 「 水道用塗覆装鋼管ジョイントコート 」 (WSP 012)	プラスチック系の場合 基 材: 1.5 mm以上 粘着材: 1.0 mm以上	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ I 共通編 Ⅲコンクリート橋編 ）	（平成 29 年 11 月）	[新設]			日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ V 耐震設計編 ）	（平成 29 年 11 月）	[新設]			[新設]			[新設]			日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ I 共通編 Ⅱ 鋼橋編 ）	（平成 29 年 11 月）	[新設]			日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ V 耐震設計編 ）	（平成 29 年 11 月）	[新設]			[新設]			[新設]			土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定
塗覆装仕様	厚 さ																																																																																	
現場溶接部: ジョイントコート 「 長寿命形水道用ジョイントコート 」 (WSP 012)	基 材: 1.5 mm以上 粘着材: 1.0 mm以上																																																																																	
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ I 共通編 ）	（令和 7 年 10 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編 ）	（令和 7 年 10 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ V 上下部接続部編 ）	（令和 7 年 10 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	（昭和 45 年 4 月）																																																																																
日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	（昭和 59 年 4 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	（令和 3 年 10 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ I 共通編 ）	（令和 7 年 10 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編 ）	（令和 7 年 10 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ V 上下部接続部編 ）	（令和 7 年 10 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	（昭和 45 年 4 月）																																																																																
日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	（昭和 59 年 4 月）																																																																																
日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	（令和 3 年 10 月）																																																																																
塗覆装仕様	厚 さ																																																																																	
現場溶接部: ジョイントコート 「 水道用塗覆装鋼管ジョイントコート 」 (WSP 012)	プラスチック系の場合 基 材: 1.5 mm以上 粘着材: 1.0 mm以上																																																																																	
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ I 共通編 Ⅲコンクリート橋編 ）	（平成 29 年 11 月）																																																																																
[新設]																																																																																		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ V 耐震設計編 ）	（平成 29 年 11 月）																																																																																
[新設]																																																																																		
[新設]																																																																																		
[新設]																																																																																		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ I 共通編 Ⅱ 鋼橋編 ）	（平成 29 年 11 月）																																																																																
[新設]																																																																																		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（ V 耐震設計編 ）	（平成 29 年 11 月）																																																																																
[新設]																																																																																		
[新設]																																																																																		
[新設]																																																																																		

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和８年度）	現 行（令和７年度）	改 定 理 由
第 12 章 橋梁下部 第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（令和 7 年 10 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）（令和 7 年 10 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）（令和 7 年 10 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 上下部接続部編）（令和 7 年 10 月） 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和 4 年度改訂版]（令和 5 年 2 月） 第 8 節 鋼製橋脚工 12-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第 5 章 5-14-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）第 17 章施工」（日本道路協会、令和 7 年 10 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 12-8-11 現場継手工 1. 適用規定（2） 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）第 17 章施工」（日本道路協会、令和 7 年 10 月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、令和 2 年 9 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 第 13 章 頭 首 工 第 2 節 一般事項 13-2-1 適用すべき諸基準 (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」農林水産省農村振興局 (2) 河川砂防技術基準（令和6年5月）国土交通省 (3) 道路橋支承便覧（公社）日本道路協会 (4) 仮締切提設置基準（案）国土交通省 (5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針（公社）日本道路協会 13-2-2 一般事項 1. 受注者は、頭首工の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設計図書に基づき施工しなければならない。	第 12 章 橋梁下部 第 2 節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編 Ⅱ 鋼橋編）（平成 29 年 11 月） [新設] 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編 Ⅳ 下部構造編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成 9 年 12 月） 第 8 節 鋼製橋脚工 12-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第 5 章 5-14-3 架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋編）第 18 章施工」（日本道路協会、平成 24 年 3 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 12-8-11 現場継手工 1. 適用規定（2） 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）第 20 章施工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第 3 章架設」（日本道路協会、令和 2 年 9 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 第 13 章 頭 首 工 第 2 節 一般事項 13-2-1 適用すべき諸基準 (1) 土地改良事業計画設計基準 頭首工農林水産省農村振興局 (2) 河川砂防技術基準（令和6年5月）国土交通省 (3) 道路橋支承便覧（公社）日本道路協会 13-2-2 一般事項 1. 受注者は、頭首工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、施工計画書に記載しなければならない。	諸基準類の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定 諸基準類の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
2. 輸送工 受注者は、PC 桁等の輸送に着手する前に輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 第3節 可動（固定）堰本体工 13-3-7 床版（堰体）工 1. 受注者は、床版工の施工に当たっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 受注者は、コンクリート打設に当たっては、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。 3. 受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合わせ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。 4. 受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、締固めをしなければならない。 5. 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される場合については、第1章 1-1-12受注者相互の協力の規定によるものとする。 13-3-8 堰 柱 工 2. 受注者は、コンクリート打設に当たっては、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 3. 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては、第13章 13-3-7 床版（堰体）工第3及び4項の規定による。 13-3-9 門 柱 工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては、第13章 13-3-7 床版（堰体）工第3及び4項の規定による。 13-3-10 ゲート操作台工 1. 受注者は、コンクリート打設に当たっては、操作台1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 2. 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い補強しなければならない。	2. 輸送工 受注者は、PC 桁等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。 第3節 可動（固定）堰本体工 13-3-7 床版（堰体）工 1. 受注者は、床版工の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 受注者は、コンクリート打設に当たり、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。 3. 受注者は、鋼構造物を埋設する場合、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合わせ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、監督職員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。 4. 受注者は、鋼構造物を埋設する場合について、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、締固めなければならない。 5. 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される場合、施工範囲は設計図書に示すとおりとするが、相互に協力しなければならない。 13-3-8 堰 柱 工 2. 受注者は、コンクリート打設に当たり、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 3. 堰柱に鋼構造物を埋設する場合、第13章 13-3-7 床版（堰体）工第3及び4項の規定による。 13-3-9 門 柱 工 門柱に鋼構造物を埋設する場合、第13章 13-3-7 床版（堰体）工第3及び4項の規定による。 13-3-10 ゲート操作台工 1. 受注者は、コンクリート打設に当たり、操作台1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 2. 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い補強筋を設置しなければならない。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 （令和8年度）	現 行 （令和7年度）	改 定 理 由
13-3-11 水叩（エプロン）工 1. 受注者は、水叩工の施工に当たっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 受注者は、コンクリート打設に当たっては、水叩工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 第4節 魚 道 工 13-4-2 魚道本体工 受注者は、床版部の施工に当たっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 第6節 管理橋上部工 13-6-1 一般事項 1. 本節は、管理工上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版、横組工、支承工について定めるものである。 4. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 13-6-2 プレテンション桁購入工 1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証製品を製造している工場において製作したものをを用いなければならない。 2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1)PC鋼材についた油、土、ごみ等のコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。 (2)プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm²以上であることを確認し、製作されたものの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 3. 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。 (2)コンクリート打設年月日 13-6-3 ポストテンションT（I）桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。	13-3-11 水叩（エプロン）工 1. 受注者は、水叩工の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。 2. 受注者は、コンクリート打設に当たり、水叩工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 第4節 魚 道 工 13-4-2 魚道本体工 受注者は、床版部の施工に当たり、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 第6節 管理橋上部工 13-6-1 一般事項 1. 本節は、管理工上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版、横組工、支承工、橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種について定めるものである。 4. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1（一般用メートルねじ-第1部：基本山形）、JIS B 0205-2（一般用メートルねじ-第2部：全体系）、JIS B 0205-3（一般用メートルねじ-第3部：ねじ部分用に選択したサイズ）、JIS B 0205-4（一般用メートルねじ-第4部：基本寸法）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 13-6-2 プレテンション桁購入工 1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）において製作したものをを用いなければならない。 2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1)PC鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。 (2)プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/mm²以上であることを確認し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 3. 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。 (2)コンクリート打設月日 13-6-3 ポストテンションT（I）桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 （令和8年度）	現 行 （令和7年度）	改 定 理 由
(1) 受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 (2) 受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しに当たっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。 (3) 受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。 (4) 受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。 2. PCケーブルの施工については、次の規定によるものとする。 (2) 受注者は、PC鋼材をシー스에挿入する前に清掃し、油、土、ごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。 (3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。 (4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。 (5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないよう組立てなければならない。 (6) 定着具及び接続具の使用については、本章 13-6-1 一般事項3の規定によるものとする。 (7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷を受けたりしないよう保護しなければならない。なお、ねじは、本章 13-6-1 一般事項4の規定によるものとする。 5. 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、過大な応力が生じないように支持するとともに、仮置きした主桁に横倒れ防止処置を行わなければならない。 6. 受注者は、主桁製作設備の施工については、次の規定によるものとする。 13-6-5 プレキャストブロック桁組立工 2. ブロック組立ての施工については、次の規定によるものとする。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘土、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。	(1) 主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 (2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しは、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に影響を与えないよう早期に実施するものとする。 (3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。 (4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、あるいは型枠のすみずみまで行き渡るように行うものとする。 2. 受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。 (2) PC鋼材をシー스에挿入する前に清掃し、油、土およびごみ等が付着しないよう、挿入作業をするものとする。 (3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧力に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする。 (4) PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めるものとする。 (5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないよう組立てるものとする。 (6) 定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。 (7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないよう保護するものとする。なお、ねじは、JIS B 0205（一般メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。 5. 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に横倒れ防止処置を行わなければならない。 6. 受注者は、主桁製作設備の施工について、次の規定によらなければならない。 13-6-5 プレキャストブロック桁組立工 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘土、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・規準編（（公社）土木学会）における JSCE-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを取り除かなければならない。 (3) プレキャストブロックの連結に当たっては、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。 (4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。 3. PCケーブル及びPC緊張の施工については、本章 13-6-3 ポストテンションT(I) 桁製作工2及び3の規定によるものとする。 4. グラウトの施工については、次の規定によるものとする。 (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。 13-6-6 PCホロースラブ製作工 1. 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。 5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）の規定により施工しなければならない。 13-6-7 PC箱桁製作工 1. 移動型枠の施工については、本章 13-6-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。 2. コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工については、本章 13-6-3 ポストテンションT(I) 桁製作工1から3の規定によるものとする。 3. PC固定、PC継手の施工については、本章 13-6-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。 4. 横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工についてはは、本章 13-6-3 ポストテンションT(I) 桁製作工の規定によるものとする。 13-6-8 クレーン架設工 プレキャスト桁の架設についてはは、第5章 5-14-3 架設工（クレーン架設）2の規定によるものとする。 13-6-9 架設桁架設工 3. プレキャスト桁の架設については、第5章 5-14-3 架設工（クレーン架設）2の規定によるものとする。	なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）における JSCE-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを取り除くものとする。 (3) プレキャストブロックの連結に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。 (4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。 3. 受注者は、PCケーブル及びPC緊張の施工について、本章 13-6-3 ポストテンションT(I) 桁製作工2及び3の規定によるものとする。 4. 受注者は、グラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行うものとする。 13-6-6 PCホロースラブ製作工 1. 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止処置を講じなければならない。 5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）により施工しなければならない。 13-6-7 PC箱桁製作工 1. 受注者は、移動型枠の施工について、本章 13-6-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。 2. 受注者は、コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工について、本章 13-6-3 ポストテンションT(I) 桁製作工1から3の規定によるものとする。 3. 受注者は、PC固定、PC継手の施工については、本章 13-6-6 PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。 4. 受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、グラウト等がある場合の施工について、本章 13-6-3 ポストテンションT(I) 桁製作工の規定によるものとする。 13-6-8 クレーン架設工 受注者は、プレキャスト桁の架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。 13-6-9 架設桁架設工 3. プレキャスト桁の架設については、本章 13-6-8 クレーン架設工の規定によるものとする。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
13-6-12 支 承 工 支承工の施工については、第 10 章 10-5-6 支承工の規定によるものとする。 第 14 章 機場下部工事工 第 2 節 一般事項 14-2-2 一般事項 6. 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。 第 3 節 機場本体工 14-3-1 作業土工 2. 受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 第 23 章 地すべり防止工 第 2 節 一般事項 23-2-1 適用すべき諸基準 (1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 農林水産省農村振興局 (2) PCフレーム工法設計・施工の手引き PCフレーム協会 (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (5) 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (一社) 全国治水砂防協会 23-2-2 一般事項 2. 受注者は、集水井の施工に当たっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに監督職員に報告しなければならない。 3. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。	13-6-12 支 承 工 受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧（(公社)日本道路協会）の規定によらなければならない。 第 14 章 機場下部工事工 第 2 節 一般事項 14-2-2 一般事項 6. 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。 第 3 節 機場本体工 14-3-1 作業土工 2. 受注者は、地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合、その処理について監督職員と協議しなければならない。 第 23 章 地すべり防止工 第 2 節 一般事項 23-2-1 適用すべき諸基準 (1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」 農林水産省農村振興局 (2) PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き PCフレーム協会 (3) 新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (4) 地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 23-2-2 一般事項 2. 受注者は、集水井の施工に当たり、常に移動計測等により地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、定期的かつ必要がある場合に監督職員に報告しなければならない。 3. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督職員に提出しなければならない。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和８年度）	現 行（令和７年度）	改 定 理 由
第 6 節 水抜きボーリング工 23-6-1 水抜きボーリング工 3. 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管とするものとする。 4. 保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。 5. 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	第 6 節 水抜きボーリング工 23-6-1 水抜きボーリング工 3. 受注者は、保孔管を削孔全長に挿入するものとする。 なお、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管を使用するものとし、保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。 4. 受注者は、各箇所の削孔完了後、削孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した表示板を立てなければならない。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
第 7 節 集水井設置工 23-7-2 集水井工 1. 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。 2. 受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地状況により設計図書に定めた設置位置及び深度に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	第 7 節 集水井設置工 23-7-2 集水井工 1. 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるものとする。 2. 受注者は、集水井の施工について、現地状況により設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
第 8 節 抑止杭工 23-8-2 抑止杭工 2. 受注者は、杭建込みのための削孔に当たっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。 3. 受注者は、杭建込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩又は固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。 4. 既製杭による施工 (3) 受注者は、杭の建込みに当たっては、各削孔完了後に直ちに挿入しなければならない。 (4) 受注者は、既製杭の施工に当たっては、掘進用刃先、拡孔錘等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。 6. シャフト（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間なく打設しなければならない。 (3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。 なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。 (5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	第 8 節 抑止杭工 23-8-2 抑止杭工 2. 受注者は、杭建込みのための削孔に当たり、地形図、土質柱状図等を把握し、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。 3. 受注者は、杭建込みのための削孔作業において、排出土及び削孔時間等から地質の状況、基岩又は固定地盤面の深度を記録しながら施工しなければならない。 4. 既製杭による施工 (3) 受注者は、削孔完了後、直ちに杭を建込まなければならない。 (4) 受注者は、既製杭の施工に当たり、地質の変化等に即応できるよう掘進用刃先、拡孔錘等の種類等に配慮しておかなければならない。 6. シャフト（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合、事前掘削を行い、コンクリートをライナープレートと隙間なく打設しなければならない。 (3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工（ライナープレート）を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。 なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うものとする。 (5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
(7)受注者は、軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (8)受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。 (9)受注者は、土留材と地山の間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。 (10) 裏込材注入圧力は、低圧（0.1N/mm²程度）とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。 (11) 受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。 (12)受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 第10節 暗渠工 23-10-2 暗 渠 工 受注者は、地下水排除のため暗渠の施工に当たっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書による。 第24章 推 進 工 第4節 推 進 工 24-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 9. 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に努めるほか、第1章 1-1-20 建設副産物の規定による。 第5節 仮 設 工 24-5-3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1章 1-1-20 建設副産物及び第5章 5-1-18 汚濁防止工の規定により処理するものとする。	(7)受注者は、鉄筋の継手を重ね継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 (8)受注者は、鉄筋の組立てに当たり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。また、山留め材を取り外す場合、あらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分に配慮しておかなければならない。 (9)受注者は、土留材と地山の間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。 (10) 裏込注入（グラウト）圧力は、低圧（0.1N/mm²程度）とするが、これにより難しい場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (11)受注者は、グラウトの注入方法について、施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合に、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 (12)受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合、監督職員と協議しなければならない。 第10節 暗渠工 23-10-2 暗 渠 工 受注者は、地下水排除のため暗渠の施工に当たり、基礎を固めた後、吸水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。吸水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書による。 第24章 推 進 工 第4節 推 進 工 24-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 9. 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に努めるほか、第1章 1-1-18 建設副産物の規定による。 第5節 仮 設 工 24-5-3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1章 1-1-18 建設副産物及び第5章 5-1-18 汚濁防止工の規定により処理するものとする。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定 番号修正 番号修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容										改定理由
	番 号	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
				個々の計測値		平均値				
3 舗装工関係	3-6	下層路盤 (面管理の場合)	基準高▽	±90 注1		+50 -15		情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理を実施する場合に適用する。 注1：個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 注2：個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。		
			厚さ又は標高較差	±90 注1		+50 -15				
	3-7	上層路盤 (アスファルト) (面管理の場合)	厚さ又は標高較差	-63 注1		-10				
	3-8	上層路盤 (コンクリート) (面管理の場合)	厚さ又は標高較差	-66 注1		-8				
	3-9	基層 (アスファルト舗装) (面管理の場合)	厚さ又は標高較差	-25 注2		-4				
	3-10	表層 (アスファルト舗装) (面管理の場合)	厚さ又は標高較差	-20 注2		-3				
	3-11	コンクリート舗装版 (面管理の場合)	厚さ又は標高較差	-22 注2		-3.5				

「情報化施工技術の活用ガイドライン」の規格値に合わせ修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容							改定理由
29 暗渠排水	29-1	暗渠排水 吸水渠・集水渠・導水渠 (断面管理の場合)	布設標高較差 (H)	+75	1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を断面管理で実施する場合に適用する。 2. 上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。		
			中心線ズレ (e)	±375			
			水平方向延長 (L)	-0.2% ただし延長 500m 以下 1,000			
	暗渠排水 吸水渠・集水渠・導水渠 (面管理の場合)	標高較差	平均値 ±75 個々の規格値 ±150	1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 出来形測定は天端面(掘削の場合は平場面)と法面(小段を含む)の全面とする。出来形測定密度は1点／㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標	管理ブロックごとに判断する。		
		不良判定ブロック数	0				

「情報化施工技術の活用ガイドライン」の改正に伴う改正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

土木工事共通仕様書改定に伴う改定

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施 工	必 須	単位水量測定	『レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）』の送付について（平成16年3月8日事務連絡）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15 kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175 k g /m ³ 、40mmの場合は165 k g /m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容値差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ から150m ³ ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
	そ の 他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

土木工事共通仕様書改定に伴う改定

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
21 コン クリ ート ダム	施 工	必 須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」の送付について(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15g/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が ¹ 20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ビア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
24 ・ 覆工コンクリート (NATM)	製造 (フランク) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」の送付について(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計が±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が ¹ 20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

土木工事共通仕様書改定に伴う改定

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
30 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現場とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認出来ること。		○
			機械試験 (J I Sマーク表示品以外かつ ミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測				
31 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ 50 μm以下 (切削による場合もこれに準ずる)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあってはならない			
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
	その他	平面度	目視	設計図書による。(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
		ベベル精度	計測器による計測					
		真直度						
32 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○

土木工事共通仕様書改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

土木工事共通仕様書改定に伴う改定

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
32 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査17.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験編の個数：試験編継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

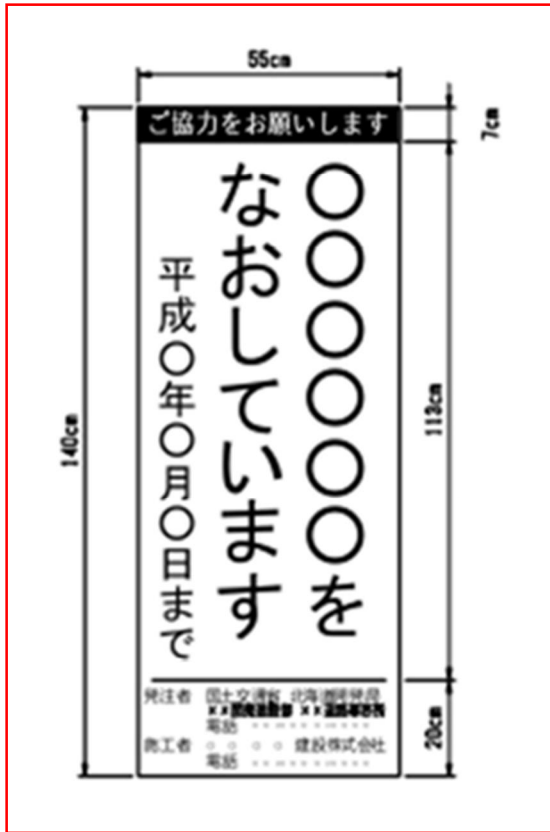
改定理由

品質管理基準及び規格値

土木工事共通仕様書改定に伴う改定

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
32 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.6及び表-解17.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のビット）	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに —1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

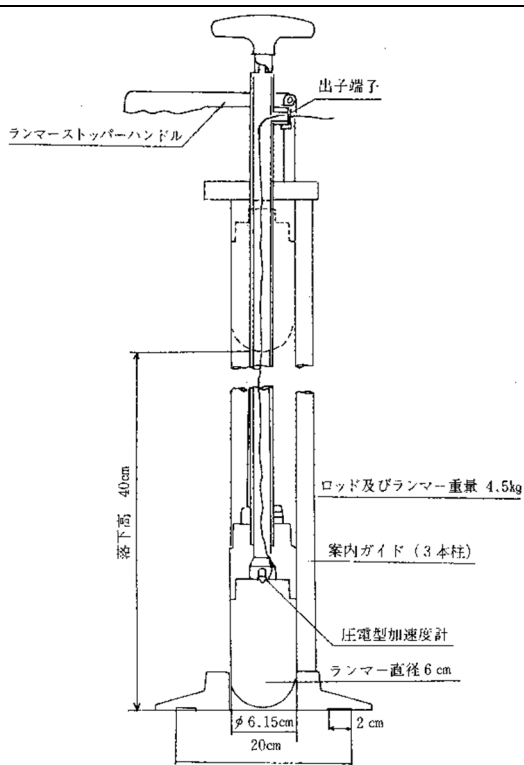
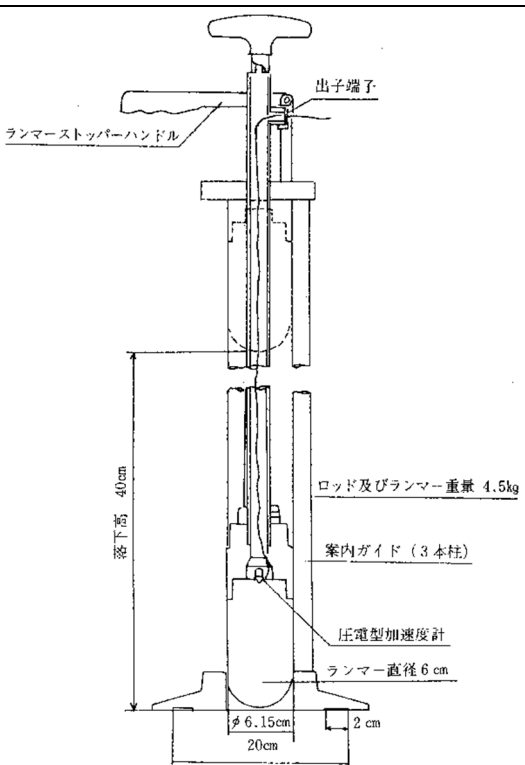
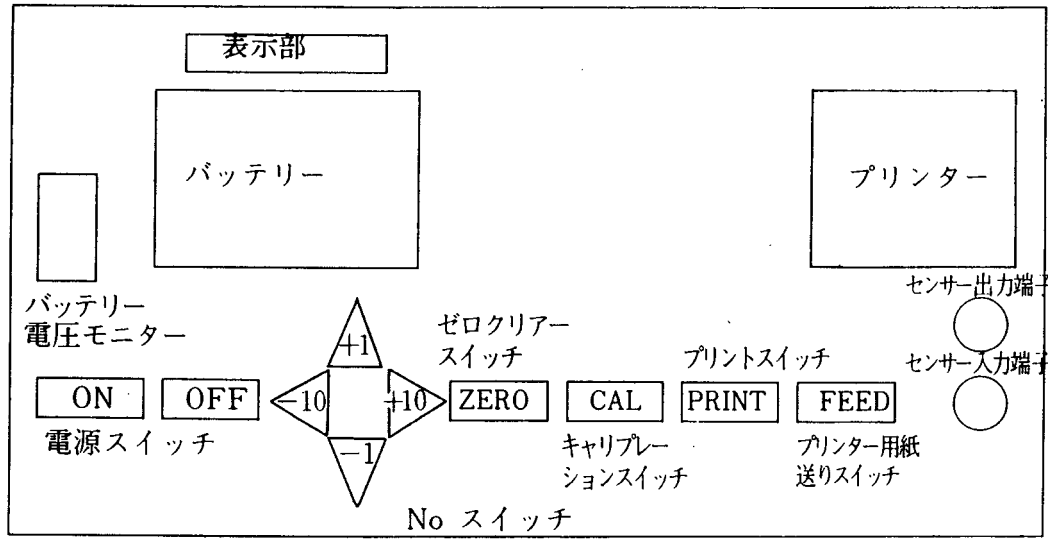
付表新旧対比表

改 定 （令和8年度）		現 行 （令和7年度）		改 定 理 由
番 号	7	番 号	7	道路・河川工事仕様書改定に伴う改定
記 号	⑦	記 号	⑦	
様 式 および 標準寸法 (単位mm)		様 式 および 標準寸法 (単位mm)		
注	(1) 色彩は「ご協力をお願いします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。 (3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。	注	(1) 色彩は「ご協力をお願いします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。 (3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。	

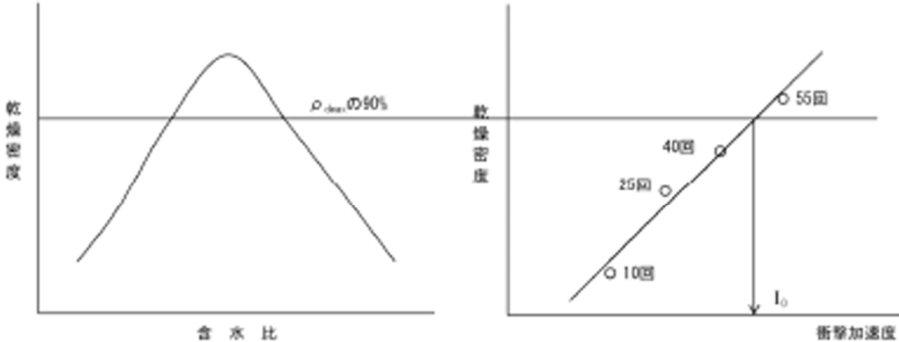
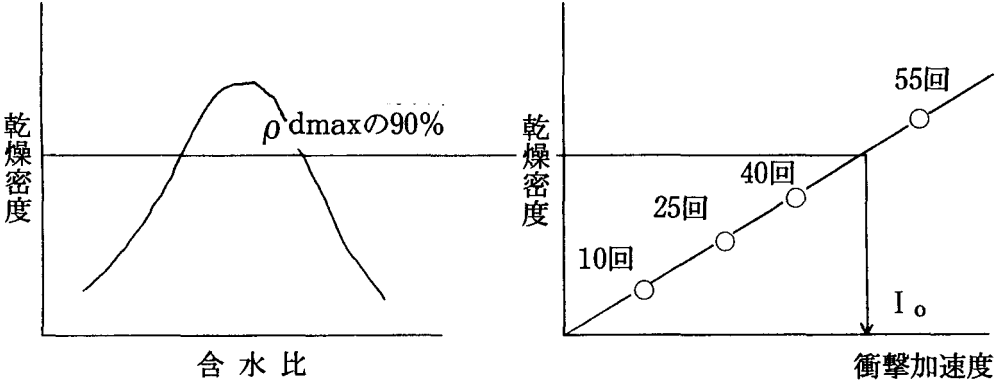
付表新旧対比表

改 定 （令和8年度）	現 行 （令和7年度）	改 定 理 由
4. 試験方法 4-3-5（結果の計算） （注）この試験方法は国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（北海道開発局開発土木研究所）で定めたものである。 4-4-5（結果の計算） （注）この試験方法は国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（北海道開発局開発土木研究所）で定めたものである。 4-6-5（試験結果の整理） （注）この試験方法は国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（北海道開発局開発土木研究所）で定めたものである。 4-7-2（定義） 衝撃加速度測定装置は、土木工事における盛土や改良土等の品質管理に用いることを目的とし、ランマーを盛土や地盤等へ落下衝突させた際に生じる加速度を計測する装置。この装置を用いて得られる衝撃加速度の大きさから盛土の品質を判定する方法。 4-7-3（試験方法） 1. 準備 （1）装置本体（図-1 参照） 衝撃加速度を測定するためのもので以下の機能を有するものとする。 [削除]	4. 試験方法 4-3-5（結果の計算） （注）この試験方法は北海道開発局開発土木研究所で定めたものである。 4-4-5（結果の計算） （注）この試験方法は北海道開発局開発土木研究所で定めたものである。 4-6-5（試験結果の整理） （注）この試験方法は北海道開発局開発土木研究所で定めたものである。 4-7-2（定義） 一定重量、一定直径の半球体を有するランマーを一定の高さから路床等に自由落下させ、そのときの衝撃加速度の大きさから締固めの施工管理を判定する方法。 4-7-3（試験方法） 1. 準備 （1）衝撃加速度試験機（図-1 参照） 衝撃加速度を測定するためのもので以下の機能を有するものとする。 （2）計測器（図-2 参照） 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度の値を同時にデジタル表示できるもので、以下の機能を有するものとする。	道路・河川工事仕様書改定に伴う改定

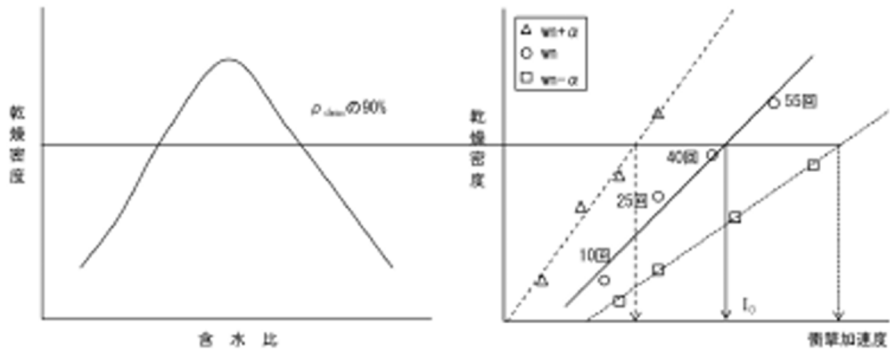
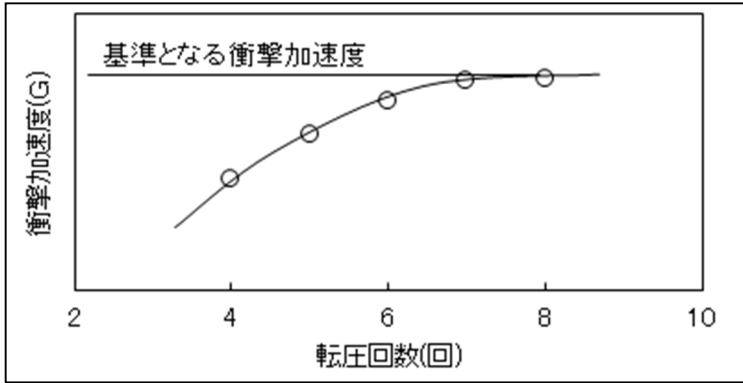
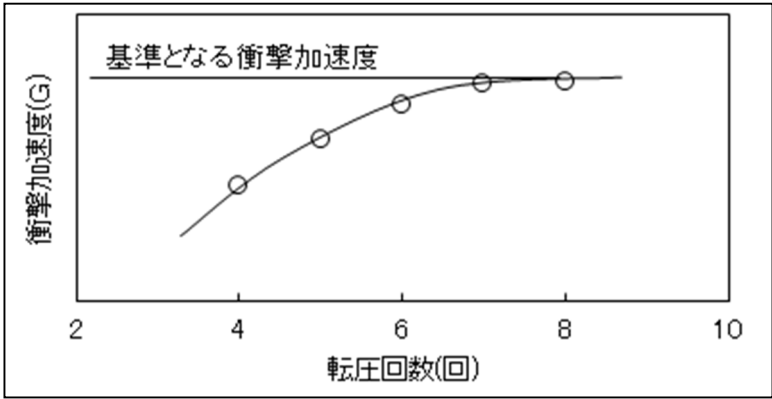
付表新旧対比表

改 定 （令和8年度）	現 行 （令和7年度）	改 定 理 由
 図-1 衝撃加速度測定装置	 図-1 衝撃加速度試験器  図-2 計測器断面図	道路・河川工事仕様書改定に伴う改定
[削除] (2) 計測器 ③ バッテリー 計測のための電圧が確保できるもの。 ④ バッテリー電圧モニター バッテリー残量がわかるもの。	③ バッテリー DC6V のカートリッジ式のもの。 ④ バッテリー電圧モニター カートリッジ式のもの。	

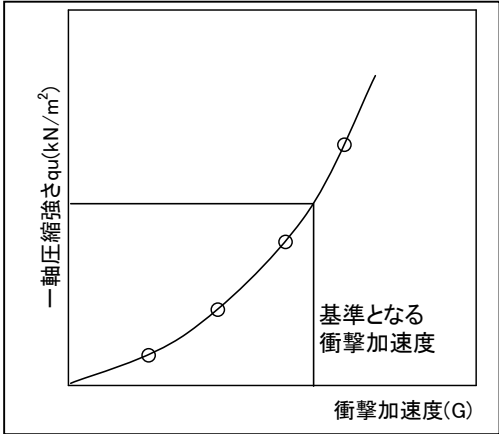
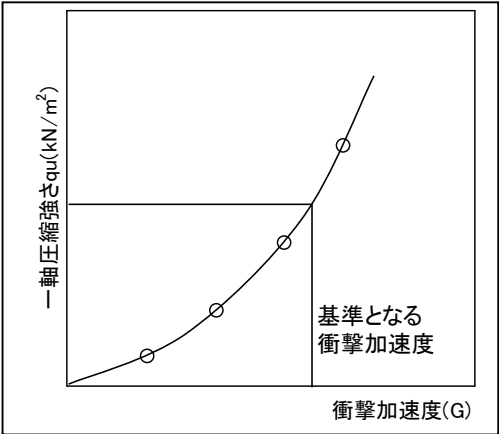
付表新旧対比表

改 定 （令和8年度）	現 行 （令和7年度）	改 定 理 由
2. 品質管理方法 あらかじめ、品質管理の基準値を室内試験で求め、現場試験により測定した衝撃加速度との比較により品質を管理する 3. 室内試験 基準となる衝撃加速度の決定 (1) 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料 15cm モールド、2.5kg ランマーを使用し、自然含水比状態の試料について、突固め回数を一層当り 10, 25, 40, 55 回として 3 層突固めを行い、この 4 種類の突固め回数における衝撃加速度を 2. の測定方法により測定する。モールドの表面で 4 点程度衝撃加速度（I）の測定を行い、平均値を各突固め回数における衝撃加速度として、乾燥密度（ρd）との関係を求める。 突固め試験で得られた最大乾燥密度の 90%に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度（I_0）とする。（図-2. a 参照） なお、自然含水比が変わるおそれがある場合には、含水比を変化させて上記試験を行う。（図-2. b 参照）  図-2. a 基準となる衝撃加速度	2. 測定方法 (1) 衝撃加速度試験機の出力端子と計測器の入力端子とをケーブルで接続する。 (2) 計測器の電源スイッチを入れ、電圧モニターでバッテリー残量を確認する。 (3) 表示器に表示が出たらゼロクリアスイッチを押し、表示が 0G となるようにする。 (4) ストッパーねじを緩める。 (5) キャリブレーション用のアクリル台を衝撃加速度測定装置に挿入し、ランマーを落下させ、50 G 前後であることを確認する。 (6) 衝撃加速度試験機を測定箇所に置く。 (7) ハンドルを引き上げて、ランマーを測定面より 40 cm の高さに固定する。 (8) 計測器のゼロクリアスイッチを押し、表示が 0G になっていることを確認する。 (9) 衝撃加速度試験機のストッパーハンドルにより、ランマーを地表面に自由落下させる。 (10) このときの表示を読み取り、衝撃加速度としてプリンターに出力させる。 (11) 2 点目以降の測定は、(6) ～ (10) を繰り返す。 3. 室内試験 基準となる衝撃加速度の決定 (1) 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料 15cm モールド、2.5kg ランマーを使用し、自然含水比状態の試料について、突固め回数を一層当り 10, 25, 40, 55 回として 3 層突固めを行い、この 4 種類の突固め回数における衝撃加速度を 2. の測定方法により測定する。モールドの表面で 4 点程度衝撃加速度（I）の測定を行い、平均値を各突固め回数における衝撃加速度として、乾燥密度（ρd）との関係を求める。 突固め試験で得られた最大乾燥密度の 90%に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度（I_0）とする。（図-3 参照）  図-3 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる資料の基準となる衝撃加速度	道路・河川工事仕様書改定に伴う改定

付表新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
 図-2.b 基準となる衝撃加速度（含水比が変わるおそれがある場合） 図－2 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる資料の基準となる衝撃加速度 (2) 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料 別途試験盛土を行い衝撃加速度の基準値を定める（図-3 参照）。 施工現場で盛土を4、5、6、7、8回転圧し、各層ごとに2.の測定方法により衝撃加速度を測定する。転圧回数と衝撃加速度の関係を図-3にまとめ、衝撃加速度が一定値となる衝撃加速度を目標衝撃加速度とする。  図－3 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料の基準となる衝撃加速度 (3) セメントや石灰などの固化材により改良した材料の強度推定法 ① 4種類の固化材添加率で改良した材料について測定した衝撃加速度と一軸圧縮強さより、図-4を求める。 ② 図-4より目標一軸圧縮強さに対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とする。	(2) 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料 別途試験盛土を行い衝撃加速度の基準値を定める（図-4 参照）。 施工現場で盛土を4、5、6、7、8回転圧し、各層ごとに2.の測定方法により衝撃加速度を測定する。転圧回数と衝撃加速度の関係を図-4にまとめ、衝撃加速度が一定値となる衝撃加速度を目標衝撃加速度とする。  図－4 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料の基準となる衝撃加速度 (3) セメントや石灰などの固化材により改良した材料の強度推定法 ③ 4種類の固化材添加率で改良した材料について測定した衝撃加速度と一軸圧縮強さより、図-5を求める。 ④ 図-5より目標一軸圧縮強さに対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とする。	道路・河川工事仕様書改定に伴う改定

付表新旧対比表

改 定（令和8年度）	現 行（令和7年度）	改 定 理 由
 図－4 セメントや石灰などの固化材により改良した試料の基準となる衝撃加速度 4. 現場試験 （1）試験箇所を 1m 四方選定し、地表面を 5cm 程度削り、直ナイフ等で水平にならず。このとき緩んだ土砂、れき等があれば取り除く。 4-7-4 試験結果の整理 現場で得た衝撃加速度と基準となる衝撃加速度とを比較して品質管理を行うものである。 （注）この試験方法は国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（北海道開発局開発土木研究所）で定めたものである。	 図－5 セメントや石灰などの固化剤を改良した試料の基準となる衝撃加速度 4. 現場試験 （1）試験箇所を 1m 四方選定し、地表面を 5 mm程度削り、直ナイフ等で水平にならず。このとき緩んだ土砂、れき等があれば取り除く。 4-7-4 試験結果の整理 現場で得た衝撃加速度と基準となる衝撃加速度とを比較して品質管理を行うものである。 （注）この試験方法は北海道開発局開発土木研究所で定めたものである。	道路・河川工事仕様書改定に伴う改定